

令和2年度市・県民税 申告パンフレット

令和2年度の市・県民税の申告相談を2月17日(月)から3月16日(月)までの期間に笠間市役所本所で行います。これは令和元年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和2年度の市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、必ず期間内に申告してください。(令和元年分確定申告についても同期間で行います。)

なお、昨年度の申告状況により1月20日(月)に、指定日時を明記した申告案内の通知を発送いたします。送付されなかった方でも、申告が必要な場合がありますので、下記に該当される方は申告してください。ご不明な点は税務課にお問い合わせください。

申告をしなければならない人

令和2年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、令和元年中(1月1日から12月31日までの1年間)に次のような所得のあった方です。

営業、農業、その他の事業所得

不動産所得(貸地・貸家・駐車場等)

一時所得(生命保険等の満期等)

配当所得

源泉分離課税されていない退職所得

2ヵ所以上からの給与所得

譲渡所得(土地や家屋等の売り渡しなどの所得)

公的年金・個人年金・原稿料・講演料などの雑所得

- 給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方(農業、不動産、雑所得などが20万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります。)
- 給与所得のみでも、事業主が市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

申告に必要なもの

- 印鑑 ○ 口座のわかるもの(本人名義)
- 本人の「番号確認書類(通知カードなど)」と「身元確認書類(運転免許証など)」※3ページ参照
- 控除に必要な証明等(令和元年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命・介護医療・個人年金保険料、地震保険料等)
- 税務署からの確定申告のお知らせ(受け取った方)

上記のほか

営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	収支内訳書又は収入や経費のわかる帳簿及び書類等
給与所得のある方	令和元年分の源泉徴収票(必須) (源泉徴収票がない場合は、働いた日数や日額等のわかる書類)
年金を受給している方	令和元年分の源泉徴収票(必須)

※ 以下の申告は税務署で申告してください

- 青色申告 ○ 相続税 ○ 贈与税 ○ 消費税
- 株式譲渡…特定口座をご利用でない方
- 譲渡所得…交換・買換の特例適用を受ける方
- 相続等により生命保険等の年金を受給される方

申告の義務がない人

- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
- 給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入のみ(障害年金・遺族年金は除く)で収入の合計が400万円以下の方

※ 源泉徴収票に記載の無い扶養控除や、医療費控除等を追加したい場合は、申告が必要です。また、収入のない方でも、次のいずれかに該当する方は、申告が必要となる場合があります。

- 国民健康保険等に加入している方及び世帯主
- 所得証明書等税関係の諸証明が必要な方
- その他マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方

所得税の還付申告について

所得税が源泉徴収されている方で、【多額の医療費を支払った】【寄附をした】【年の途中で退職し、再就職していない】【年末調整を行わなかった】等の方は、確定申告をすることにより納めた税金の全部又は一部が還付されることがあります。下記の控除を受けようとする方は、表紙に記載の「申告に必要なもの」のほかに、受けようとする控除制度に応じ、必要な書類等を作成し、ご持参ください。

医療費控除制度について

- ※ 医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。
- ※ 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、いずれか一方の選択適用になります。その後、更正の請求・修正申告において適用を変更することはできません。
- ※ 医療費の合計額(補てん金差引後)が188,000円以上の場合には従来の医療費控除が有利になります。

令和元年分の「医療費控除の明細書」を作成し、ご持参ください。
(作成の際は、令和元年中に支払った医療費等の領収書と保険金等による補てん額のわかる書類を基にして、受診者ごと・病院ごとに集計してください。)

なお、「医療費通知書」を添付することにより、明細書の作成を省略することができます。

- ※ 介護用品購入券で購入したものは、医療費控除の対象外となります。
- ※ 寝たきりの方のおむつ代も医療費控除対象になりますが、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。(要介護(要支援)認定を受けている方は、2年目以降は、市が発行する「主治医意見書内容確認書」で控除が受けられる場合があります。)
- ※ 介護保険で利用したサービスの利用者負担額についても、その一部が控除の対象となるものがあります。
- ※ 税額計算の際に、所得控除として次の算式によって計算した金額を差し引くことができます。
【医療費合計 - 保険等で補てんされた金額 - 10万円又は所得の5%のいずれか低い方】(最高200万円)

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

令和元年分の「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、ご持参ください。
(作成の際は、特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費と保険金等による補てん額のわかる書類を基にして、医薬品の購入先ごとに集計してください。)

- ※ この控除を受ける場合は、申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防の取組のわかる書類が必要です。「セルフメディケーション税制の明細書」の裏面を参照してください。
- ※ 税額を計算する際に、所得控除として次の算式によって計算した金額を差し引くことができます。
【特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補てんされた金額 - 12,000円】(最高8万8千円)

寄附金控除

- ・控除対象の寄附であることを証明するもの
- ・寄附先が発行する領収書等(振込みの場合は受領書)
- ※ ふるさと納税をされた方は、必ず「寄附金控除証明書」を持参してください。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ

寄附先が5団体を超える場合や、給与所得者で医療費控除など申告をされる場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が適用されませんので、申告の際は、特例を申請しているものも含めて寄附金控除を申告してください。

障害者控除

- 障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※など
- ※ 要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で福祉事務所長が認定する者に対して発行されます(要申請)。

その他

- ・配偶者特別控除…配偶者の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
- ※ 配偶者の給与収入が201.6万円以上になると控除額が消失します。また、納税者本人の給与収入が1,120万円を超えると控除額が逡減し、1,220万円を超えると控除額が消失します。
- ・勤労学生控除…在学証明書、学生証

申告に関するよくあるご質問

Q: 申告の内容について質問したいのですが。
A: 水戸税務署又は市税務課までお問い合わせください。市にお問い合わせいただいた場合でも、内容によっては税務署へのお問い合わせをご案内します。

Q: 指定の日時では都合が悪いのですが。
A: 指定の日時では都合が悪い場合は、申告予約専用ホームページまたは専用ダイヤルから予約の変更を行ってください。詳しくは、4ページをご参照ください。

Q: 確定申告の用紙が届かないのですが。
A: 確定申告書の送付は、税務署で行っておりますので、送付を希望される場合は、水戸税務署までお問い合わせください。

Q: 申告会場へ直接行ける公共交通機関はありますか?
A: デマンドタクシーにより、申告会場となる笠間市役所まで、市内のどの地域からでも乗り継ぎなしでお越しいただくことができます。
ご利用に関しましては、ご利用の登録、乗車券の事前購入などの手続きが必要になります。

お問合せ先

- 水戸税務署 TEL 029-231-4211
- 市税務課 TEL 0296-77-1101(内線113)

申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告者本人・控除対象の配偶者・扶養親族及び専従者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりますので事前に準備してください。また、申告者本人の下記の「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要になります。
※笠間市の申告会場で申告の受付を行う場合は、「本人確認書類」の提示が必要になります。

《本人確認書類》

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は◆

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は◆

番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り。)
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

～水戸税務署にて確定申告される方へのご案内～

- ◆会場 水戸市東町2丁目3番2号「中央ビル4階」
- ◆開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
- ※土、日は除きます。
- ただし、2月24日(月・振休)・3月1日(日)に限り、開場します。
- ◆受付時間 午前9時～午後4時まで
- ※この期間中は、水戸税務署庁舎では、申告の相談は行いません。
- ※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【問合せ】
水戸税務署
TEL 029-231-4211

※電話がつながると自動音声案内が流れますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

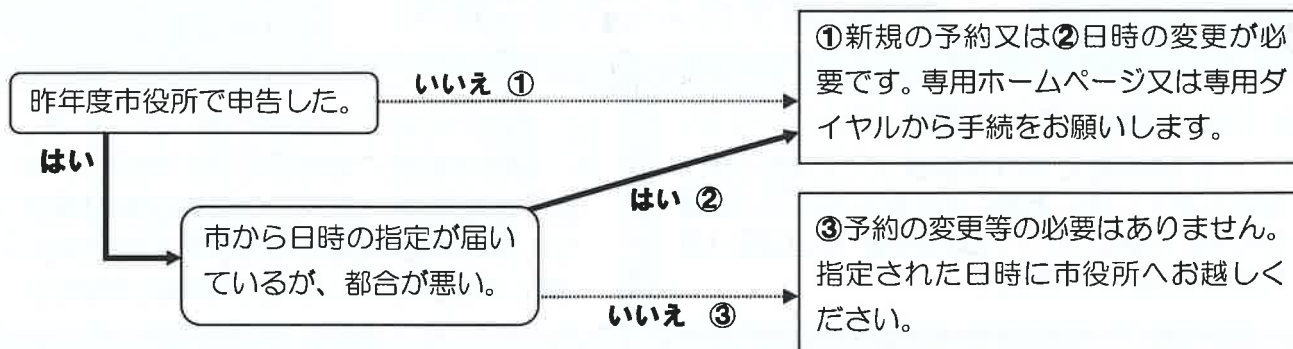
インターネットで
申告ができます!

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

市役所での申告は「予約」が必要です



◆申告会場 **市役所本所**

◆申告期間 **令和2年2月17日(月)～3月16日(月)**

※土日は除きます。ただし2月24日(月・振休)・3月1日(日)に限り開場します。

◆申告時間 **午前9時～午後5時**

お一人ずつ期日・時間帯を指定して通知します

昨年度笠間市で申告している方は、申告のご案内通知(令和2年1月20日発送)に記載されている「**申告受付日時**」をご覧ください、日時をご確認のうえご来庁ください。

専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます

指定の日時ではご都合の悪い方、新規で申告される方は、希望日時の前日までに、日時の変更・新規予約の手続きをお願いします。

《予約・変更の受付期間》

令和2年1月24日(金)～3月16日(月)

【QRコード】

●予約専用ホームページ…24時間受付

URL : <https://city-kasama.revn.jp/>

予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけます。



●予約専用ダイヤル …8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

TEL : **050-5358-6129**

※ 専用ホームページ・専用ダイヤル共に、1月24日(金)は9:00からの受付となります。

※ 専用ダイヤルについては、2月24日(月・振休)・3月1日(日)の両日は受付します。

お願い

- ・笠間市役所の開庁時間は、午前8時30分です。
- ・申告内容によっては、市役所でお受けできない場合もありますので、ご了承ください。
- ・待ち時間短縮のため、農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の集計は事前に済ませてください。集計が済んでいない場合は、申告相談を行えません。

※ 令和元年分の医療費控除の明細書・収支内訳書等の申告書類は、1月20日から、市役所本所税務課および各支所地域課で配布いたします。